

占領直後の米国の言論政策

—占領期メディア史研究

有山輝雄

一九四五年八月一日、日本は、ポツダム宣言を受諾し、連合国に降伏した。連合国の中であるアメリカは、それまで検討を重ねてきた日本占領計画をいよいよ実際に適用することになったのである。アメリカの占領言論政策の形成過程については、既に「アメリカの占領言論政策の形成過程——占領期メディア研究序説」(『年報近代日本研究』第一二号)において論じた。今後は、それを踏まえて、占領期におけるメディアと言論の問題、そこから形成された戦後のメディア体制を明らかにしていきたい。

ただ、最初に断つておく必要があるのは、占領期において連合国の方針が最大の変革要因であったことは、確

かであり、本稿もそれを論じるのであるが、占領期のメディア、言論状況を占領政策の実施とその受容過程という視角から見るだけでは不十分であることである。日本の既存マスメディアや日本政府は、基本的には占領軍の政策を受け入れていくしかなかつたが、既存マスメディアはそれぞれ固有の利害と論理を保持し、占領政策に便乗しながら、あるいは面従腹背しながら、自己保存あるいは拡大のため様々な方策を探ろうとしていた。それは、日本政府の言論政策においても同様であった。そこには、占領軍の政策と日本側との複雑な関係が存在したのである。

さらに、この時期の見逃せない問題は、無名の民衆による

新聞雑誌の叢生などの民衆的言論の開花である。占領期、紙や印刷機器の不足にもかかわらず、おびただしい数の新聞や雑誌が草の根の民衆によって発行された。こうした民衆的言論活動は、占領政策によって励起された側面もあるが、その枠にはおさまりきれない解放感の奔流として占領期のメディアと言論状況における重要な変革要因であった。また、既存メディアの内部からも変革運動が勃興した。

それらは、アメリカの占領政策、既存マスメディアの双方に対して鋭く問題を突きつけていたのである。

戦後のメディアと言論状況は、アメリカの占領政策、それに対する既存マスメディアと政府の対応、また台頭する民衆的言論運動、これら三者が時期に応じて力関係を変化させながら、錯綜した葛藤を展開していくのである。私としては、そうした全体的鳥瞰に立った、占領期メディア史の研究を構想している。だが、今回は、その入口として、占領直後の一九四五年八月から九月一〇日頃まで、即ち占領軍の検閲が開始される頃までのアメリカの言論政策実施過程という一局面に限定して論ずることとする。

一、準備されていた言論政策

アメリカが事前に計画していた占領言論政策については、既に論じたが、敗戦前後を考えるための前提として簡単にまとめておくことにする。ただし、ここでは、言論政策という言葉を広い意味で用いており、そこには言論報道の内容に対する政策と新聞や放送などのメディアの制度・組織に対する政策という次元の異なる問題が含まれている⁽¹⁾。無論、両者は、相互浸透的であり、アメリカの政策立案者の間でも画然と区別されていたわけではない。しかし、それらを区別し、またそれらの相互的関係から言論政策全体を考える必要があろう。

アメリカの対日占領政策の全般的検討は、一九四四年初頭から始まり、当初は国務省に設置された戦後計画委員会(Post-War Programs Committee=P.W.C.)、その下の作業委員会であるCAC(Country and Area Committees=国と地域の諸委員会)が任務にあたり、次いで、国務省、陸軍省、海軍省といった関係各省との調整を計りながら、計画検討にあたるSWNCC「國務・陸・海軍三省調整委員会」(State-

War-Navy Coordinating Committee)、その下部機関として実質的立案を行つた S F E 「極東小委員会」(State-War-Navy Coordinating Subcommittee for Far East)などにおいて積み重ねられてきた。

当然のことながら、そこで形成されてきた言論政策は、占領政策全体の基本的方向によつて規定されていた。政策形成の初期においては、占領政策全体の基調が、日本の自主的改革に期待し積極的改革介入を手控える寛大さにあり⁽²⁾、それは言論政策にも反映されていた。日本の自主的改革を援助する意味で、言論規制法などの「悪法の廃止」を占領軍の権限によつて実施することが考えられていたが、占領軍の権限によって実施することが考えられていたが、言論報道内容の統制、メディア制度の改革はまったく構想されていなかつたのである。しかし、ここで早くも登場した言論規制の撤廃は、以後の言論政策でも重要な柱となつた。

ところが、次第に占領政策全体が、介入消極論から日本の政治、社会、経済等の積極的改革を目指す方向に転じ、それに伴い言論政策も積極的なものとなる。そこで浮上してくるのは、一つは、「新聞、ラジオ、映画、学校を通じての自由主義思想の宣伝」である。マスメディアを「自由

主義思想」の宣伝機関として利用する」とが考えられ、そのためには日本のメディアを統制操縦することになつたのである。そして、もう一つの政策は、軍国主義超国家主義思想の流布を防止するための言論報道の検閲統制である。一方における啓蒙と、一方における検閲統制によつて日本人の意識の改変、日本人の「再教育」をはからうとしたのである。

また、言論報道統制政策は、思想対策上の問題ばかりでなく、占領地の管理という治安対策上の必要性からも生まれてきた。当時想定されていた占領は、上陸作戦による武力占領であつたから、当然、占領軍に抵抗する日本軍、敵対する日本民衆に備えて厳格な言論報道統制の必要性を認めさせていたのである。言論統制は、思想対策と治安対策といふ二つの淵源から生まれたのである。

結局、占領政策から形成されてきた言論政策は、言論規制の撤廃、言論統制(検閲)、民主化のための啓蒙という三つを柱とするものであった⁽³⁾。この三つを柱として、具体的な政策が立案されることになつたのである。しかし、これら三つの政策は、互いに矛盾する側面を持つていた。特に言論規制の撤廃と言論報道の統制は、まったく正反対の政

策であるばかりでなく、言論報道への検閲はアメリカの標榜する民主主義の理念に反していた。それは、実は、言論政策だけの問題ではなく、日本を軍事的に敗北させるだけでなく、日本軍国主義を根絶し、日本を民主主義的国家に改革しようとするアメリカの占領政策に内在する矛盾に起因していた。他国を占領した軍隊が民主主義を強制するという矛盾が、言論政策に集約的に表れたのである。民主主義のために検閲という非民主的手段を用い、自由であるべき新聞放送を管理する矛盾である。

しかし、その矛盾は、政策立案過程でも認識され、戦後計画委員会の論議の俎上にのぼっていたのである。⁽⁵⁾占領政策の必要性からあえて矛盾をおかすとしても、その矛盾を自覚し、なんらかのかたちで強権的統制を抑制すべきだとする志向が根強く存在した。そうした中で、占領直後の嚴格統制から段階的な緩和、厳格な統制を「最小限にとどめ」るなどの統制の限定化が政策に明記されていったのである。しかし、こうした方策で、この矛盾が解決できるわけではなく、アメリカの言論政策の大きなディレンマとなつた。たゞ、言論統制を求める力と共に、それを限定化、抑制化する力が政策形成段階から存在していたことは、やはり注

意しておく必要がある。

一方、メディア制度について言えば、日本のメディア制度を改革する積極的計画は作成されなかつた。そこには、文書に明記された理由と政策立案者が暗黙の前提としていた理由の二つがあると考えられる。まず、アメリカの政策立案者が暗黙の前提としていたことから言えば、アメリカの自由主義の理念から新聞などの制度、組織に強権的に介入することを禁忌視する思考が存在したと推定できる。日本戦時中のメディア制度が好ましくないものとしても、それはメディアが軍国主義の被害者であるにすぎず、軍国主義の桎梏から解放する政策までは発想するものの、メディアの責任を追及し、改革するという考えはなかなか生まれてこなかつたのである。

もう一つの、文書に明記された理由は、占領政策の円滑な実施である。言論への統制、啓蒙宣伝機関としての利用という政策、広くは占領政策実施の道具としてメディアを利用する政策からは、メディア制度の不必要的混乱を避け、既存メディアの効率的管理が求められることになる。そして、大胆な制度改革を控える、あるいは既存メディア制度を温存し利用するという考えが前面にでてくることになつ

たのである。

ただし、メディア別に見れば、やや政策を異にして、新聞については「適切な検閲と監視のもとで新聞発行者に活動を継続させる」こととし、しかも、軍国主義体制における新聞統合体制を占領軍の「検閲やその他の管理を大いに容易にするだろう」と、そのまま利用する考え方であつた。

ラジオについては、占領初期段階において、「日本の独占的放送協会の設備を直接的に運用」することとなつてはいたが、その後は返還し、なんらかのかたちで運用を管理することとした。日本放送協会の分割と「私的事業への移管」を勧告するなど改革の考えはあつたが、強権的分割までの構想としても充分熟していなかつた。いずれにせよ、メディア制度を改革する積極的計画は持つていなかつたのである。

こうした言論政策は、占領政策の最終案検討を行う」とになつた SWNCC 「國務・陸・海軍三省調整委員会」、その下部機関 SFE 「極東小委員会」での政策検討に、ほとんど踏襲され、体系化された。

SWNCCにおける基本政策文書は、SWNCC-150 「日本に関する敗戦後の初期政策概要」 (Summary of United States Initial Post-Defeat Policy Relating to Japan) であるが、それは占領を二つの時期に分け、第一の時期は「無条件降伏か全面的敗北」の結果としての「厳格な規律」。第二の時期は、「注意深い監視」。第三は連合国の究極目的達成期とされ、PWCにおいて作成された「日本に関する合衆国に戦後目的」 (PWC-108b=CAC-116a) を踏襲している。言論政策も、「惡法の廃止」、「宗教の自由」、「公的情報のメディア」が置かれ、その一項「公的情報のメディア」は、「軍政府は、連合国的目的に反抗的な思想の流布を禁止し、連合国に信ずる理念と概念に関する情報と知識に取つて代らせる」とを目的とする」となつてゐる。國務省段階でまとめられていた、言論の自由、言論統制、宣伝啓蒙という言論政策が引き継がれているのである。

これに基づき、SFEでは言論政策を専門に扱う政策文書 SFE-118 「日本における公的情報と表現のメディアの管理」を作成し、占領に備えて言論政策の具体化に取り組んでいた⁽⁹⁾。ところが、「日本における公的情報と表現のメディアの管理」が成案をみたのは、一九四五年八月二〇日で、この時点では、既にボツダム宣言受諾による日本の敗戦、間接統治による占領が決定していたのである。従つて、

この文書は、成立と同時に、改定を余儀なくされる」とになったのである。

占領方式の変更は、基本政策文書 SWNCC-150 の改定(10)にまで遡り、急ぎであがつたのが SWNCC-150/3 である。これが、連合国軍最高司令官マッカーサー将軍に伝達され、占領政策実施の基礎となつた。JCS SWNCC-150/3 の言論政策に関する部分は、SWNCC-150/1 等とは文書の構成が異なつてゐるが、内容は変わつてゐない。SWNCC-150/3、その修正版である SWNCC-150/4A も同じく、統合参謀本部からの指令として出された JCS1380/15 「日本占領と管理のための連合国軍最高司令官に対する降伏後の初期基本指令」(Basic Initial Post-Surrender Directive to Supreme Commander for The Allied Powers for The Occupation and Control of Japan) においても、(11)の第九項目「政治的活動」は、「a、日本の軍国主義的超国家主義的思想と宣伝の流布は、どのようなかたちであれ、禁止され完全に抹殺される。(中略)b、軍事的治安の維持」との指令の定める目的に必要な最小限の範囲で郵便、無線、ラジオ、電話、有線電信、映画、新聞を含む民間の口述ニケーション統制と検閲を確立する。利用できる全

てのメディアを通じて民主主義の理想と原理を広めることによって思想の自由を育成しなければならない。(中略)e、軍事占領の安全とこの文書の掲げる目標が傷つけられず、前述の九項 a と c に従う範囲内で、言論、演説、新聞、集会の自由を保障する」と規定していた。これには、これまでの文書で成立してきていた言論政策の三つの柱、即ち自由化、宣伝啓蒙の機関としての利用、軍事的必要性と占領改革のための情報統制が明確に述べられている。間接統治に変つても、言論政策の基本は、変更がなかつたのである。

そして、それまでの計画の第一段階に置かれていた軍事占領直後の「緊急期間」をぬかして、言論政策が考えられることになった。それまでの政策文書は、当然本土上陸作戦による日本の軍事的制圧を前提とし、軍事占領直後の「緊急期間」においてはメディアの一時的差押え等を予定していた。しかし、戦闘を経ない間接統治という占領形態となつたため、一時停止等の措置は必要なくなつたのである。日本の敗戦直後、陸軍省は、マッカーサーに対して「日本における緊急時の情報管理指令」を発信し、当面日本の新聞放送等を事後検閲下に置きながら活動の继续を認める方針を示していた。(12)これまでの政策形成文書から言えれば、「緊

「急期間」が省略され、第二期以降の政策がJCS-1380/15において指示されるかたちとなつたのである。

しかし、「緊急期間」という前段を経た第二期の政策であつたものをいきなり適用するには無理があつた。しかも、言論政策の基本的柱は維持されたが、それを具体的に定めるはずの SWNCC-162、SWNCC-91=SFE-118などの言論政策文書の改定が占領に間に合わなかつたのである。⁽¹³⁾元来、矛盾をはらんでいた基本言論政策は、最終段階において具体化され、互いの整合化を充分はたせなかつた。現地占領軍は、改定以前の SFE-118 等を参考したであろうが、基本方針を実際に実施するための正式指示文書がないまま、占領にのぞむこととなり、いわば手探りで政策実施を進めることとなつたのである。

」のように、アメリカは事前にかなり慎重に占領計画を練つており、言論政策の基本もできあがつてゐた。しかし、事前の計画が前提としていたのは、日本本土に上陸作戦を敢行し、軍事的に制圧した後に出現する占領とその後の占領統治であつた。無血上陸と間接統治という占領形態は、政策立案者が予定していなかつたものであつたのである。政策立案作業からすれば、日本の敗戦は予想外に早すぎ、

政策立案の詰めが最終段階において間に合わない」ということになつたのである。特に、占領言論政策においては、言論の自由の実現、言論の統制、メディアを使った宣伝啓蒙という互いに矛盾した側面を持つ政策が構想され、相互の調整の必要も考えられていたが、高次の政策形成では充分統合化されないまま占領に向かうことになった。それだけに、現地占領部隊はその矛盾を担うことになったのである。

二、陸軍の検閲計画と C C D の成立

」のような占領直前の状況にあって、最も具体的に実施計画ができあがり、実行部隊まで編成されていたのは、陸軍による検閲諜報活動である。しかし、陸軍によつて計画された検閲諜報活動は、占領改革政策全体の構想の中で考えられていた思想対策のための統制検閲、いわば政治的検閲統制ではなく、軍事作戦にともなう検閲諜報活動といふ軍事的検閲統制であつた。従つて、占領政策全体との関係は当面意識されず、軍によつて計画立案とその実施が独自に進められたのである。

占領地における軍事的検閲統制を準備していたのは、統

合參謀本部である。一九四四年五月二四日、統合參謀本部は、JCS-873 「太平洋アジア地域における民間情報の検閲」(Censorship of Civilian Communication in Pacific-Asiatic Theater) じふう文書を定め、一口ツバ作戦と同様、太平洋、アジア地域占領地においても民間検閲を軍の権限として、その具体化作業を開始した。⁽¹⁴⁾ それに先立つ、一九四四年五月一九日、陸軍省高級副官部から南西太平洋方面軍最高司令官宛に占領地の検閲を現地司令官の責任で行うべきとの命令が出ており、⁽¹⁵⁾ 統合參謀本部決定以前に陸軍省は占領地の検閲方針を持つていたようである。

これは、あくまでも軍事的占領地の検閲であるから、当初問題となつたのは、アメリカ軍の反攻作戦が展開された南西太平洋地域における検閲諜報である。同時並行的に日本における検閲の計画検討も進んだが、それは南西太平洋地域での検閲諜報作戦の延長線上に考えられていたのである。従つて、この検閲計画を戦後の日本占領において実施された政治的検閲と短絡的に結びつけてしまうのは正しくない。

參謀本部の計画した検閲諜報は、民間情報を対象とするが、飽く迄軍事作戦上の必要性にむづくめのであり、統

制対象とするコミュニケーショーンは郵便、電信、電話、旅行者携帯書類、映画・写真とし、新聞雑誌図書等の検閲は、当初は予定されていなかつた。その後、JCS-873/3 (1944.11.12) によつて、民間検閲の対象として「Publicity media」じふう言葉が付け加えられ、⁽¹⁶⁾ 新聞雑誌放送も民間検閲の対象とすることに改められた。だが、現実的には占領地である南西太平洋諸島では、マスメディアの活動はほとんどなく、現地での計画に組み込まれることはなかつた。

陸軍の検閲は、南西太平洋作戦進行とともに軍事的緊急事となつた。ニューギニアは検閲の対象となるような民間情報の流通がなく、最初に検閲諜報が問題となつたのは、フィリピンである。一九四四年九月二〇日、ニューギニアのオロ湾でフィリピンでの民間検閲にあたる小部隊が初めて組織され、これが一〇月一〇日までに、非公式なかたちで、民間検閲支隊 (C C D=Civil Censorship Detachment) として成立した。⁽¹⁷⁾ 最初の指揮官であるフーバー (D. D. Hoover) 大佐は、一九四四年一〇月一〇日に着任し、C C Dは一九四五年一月、米極東陸軍総司令官マッカーサーの命令によつてレイテ島タクロバンにおいて正式発足した。⁽¹⁸⁾ フィリピンにおける民間検閲計画は、一九四四年一月

一曰、「フィリピン諸島における民間検閲基本計画」(Basic Plan for Civil Censorship in the Philippine Islands) としてまとめられたが、その規定する検閲の「任務」は、「民間通信の検閲統制によって軍事的安全を確保」する」と、「それら通信から軍事作戦にとって有用な諜報を獲得する」となどにおかれおり、軍事作戦上の検閲諜報活動であつたことは明白である。⁽¹⁹⁾また、対象とする民間通信も、郵便、電信、旅行者携帯品等であり、新聞雑誌等のマスメディアは予定していなかつた。日本占領中のフィリピンでは、日本軍およびその委託を受けたマニラ新聞社が一元的に全新聞雑誌を管理しており、それら日本軍と一体であるメディアが米軍占領後も発行を継続する事態はまつたく考えられなかつたのである。

こうした軍事作戦を任務とするCCCDは、いち早く情報を捕獲する必要上、第一線上陸部隊に同行することとなり、第一先遣検閲支隊が編成された。この部隊は第六軍に随行し一九四五年一月一三日にルソン島リンガエン湾に上陸、第一線部隊とともにマニラに侵攻し、検閲諜報活動に従事したのである。さらに、三月八日、CCCD本部もタクロバンからマニラに移動した。⁽²¹⁾

フィリピン作戦が一段落するとともに、日本上陸作戦が具体的日程に上り、日本占領に伴う検閲作戦策定も急がれることとなつた。日本占領作戦における検閲計画は、基本的に「フィリピン作戦と同様に考えられていたが、言うまでもなく、占領作戦全体の規模がフィリピン作戦より遙かに大きく、日本軍が一時的に占領したアメリカ植民地の「解放」とは異なり、「敵地」である日本本土での検閲活動には周到な準備が必要であった。アメリカも慎重に準備を整え、一九四四年九月頃から陸軍省において日本における検閲計画の検討を始め、「日本における民間検閲のための一般計画」(General Plan for Civil Censorship in Japan) がまとめられた。また、検閲作戦のためだけではないが、日本語を修得した民事要員の教育訓練も行われていた。

CCCDの成立とフィリピン作戦の経験をふまえ、現地軍の計画も進み、一九四五年四月二〇日付けて南西太平洋陸軍総司令部において策定されたのが、「日本における民間検閲基本計画」(USAFFE Basic Plan for Civil Censorship in Japan) である。⁽²³⁾これは、統合参謀本部命令JCS-873/3に依拠し、全体は「総論」「検閲作戦の各段階」「監視リスト」と通信調査」「検閲を通して取得した諜報の伝達」「郵便検

閲」、「電信検閲」、「旅行者携帯書類」、「結論」から構成されている。先にも触れた通り、JCS-873/3では「Publicity media」も民間検閲の対象としていたが、この「基本計画」の「総論A-2」には、「総司令部広報官の責任である新聞やラジオ放送の検閲は含まない」とが明記されており、新聞放送といったマスメディアの検閲は対象外であった。ただし、新聞放送の検閲を任務とする総司令部広報官も実際に検閲体制を持つていたわけではなく、フィリピン作戦の経験からみて、また死にもの狂いの抵抗が予想される日本本土上陸作戦からみて、軍事占領後に日本のマスメディアがそのまま発行されていることを想定しておらず、南西太平洋陸軍総司令部はマスメディアの検閲を重視していくなかつたのである。

「基本計画」の「総論B」は検閲の「任務」を次のよう

に定めている。「民間検閲は、基本的に、軍事的情報と対敵諜報の防衛と軍事的情報の収集のために実施され、付随的には経済的、社会的、政治的問題や敵の潜在的能力に関する情報収集する。作戦の最後段階、即ち敵の敗北後の状況においては、検閲は、降伏条件の強制、管理にあたる軍事外交機関が定めた状態での敵国の法的経済的構造再建

に役立つ情報の獲得に有用となろう」。これから明らかに、この第一次的目的は、軍事作戦遂行上の検閲謀報であり、二次的任務として占領地管理と再建のための情報収集があつた。計画には、検閲統制による思想統制あるいは民主化のための啓蒙という目的は含まれてはいなかつたのである。また、検閲の「厳格」さが強調されていたが、それは軍事作戦に伴う「厳格」さであり、それが直ちに軍事作戦なしで実際に戦後日本に実施された検閲の「厳格」さと直結していただけではない。

検閲は、三つの段階に分けられ、フィリピン作戦の経験を踏まえて運用されることとなつていて。「第一段階」は「戦闘段階」であり、検閲先遣支隊は実戦部隊に同行し、敵の通信を捕獲選別し、軍事上有用な情報を作戦本部に提供すると共にすべての民間通信を禁止する。「第二段階」は、戦闘によって一応占領地を確保した段階で、捕獲した通信を処理しながら、徐々に民間通信の再開を認めていく。ただし、「敵国において民間検閲を行うのであるから、厳格な統制が課せられ」、地域総司令官の名前で、「軍隊の移動、連合国への批判、暗号、政治、噂、公共の治安を乱すなどのような主題」を含む通信の破棄を命令する「検閲規則」が

発せられ、違反者は「軍事裁判によつて罰せられる」とこととなつてゐた。「第三段階最終段階」では、民間通信は監視付きで認める。また、この段階では、「政治的経済的諜報」が重視されることとなつてゐた。

（）の「基本計画」では、実施されるべき検閲についてかなり具体的に構想していた。しかし、それを実行する組織、要員については、未だ固まっておらず、それらの点を含め、さらにに計画を煮詰めるためには、高次の関係機関との協議が必要であった。このため、一九四五年五月七日から一二日までワシントンにおいて陸軍省、海軍省等の関係部局幹部による会議が開催され、太平洋陸軍からはCCDのフーバー大佐が「基本計画」を携えて出席した。

会議では、陸軍省、海軍省、現地軍などによってばらばらに行われがちな検閲計画を統合することが大きな議題となり、その結果、五月一七日に出されたのが、統合参謀本部命令 JCS-1353 「日本における民間検閲の責任」（Responsibility of Civil Censorship in Japan）である。「日本における民間検閲の責任」では、日本における民間検閲は太平洋陸軍最高司令官の責任であり、陸軍省が検閲計画作成及び要員等の調達に協力することを定めている。民間検閲

の責任の所在と協力体制が最終的に確認されたのである。

また、もう一つの主要議題は、日本における民間検閲に必要な要員の算定と確保であった。ケンドール大佐宛のフーバー大佐報告によれば、陸軍省案では総計五五五八名を見積もり、一方、極東陸軍案では八七六名と人數に相当大きな開きがあった。改定案では一一一六名ということになつたが、必要人數にこれだけ大きな差が生じたのは、日本人を信用して雇用するか否かにあつたのである。いずれにせよ、日本語堪能な要員の確保に検閲作戦の成否がかかつていたが、それは容易ではなく、フーバー大佐はワシントンでの会議後、シカゴやサンフランシスコの民事要員訓練所を訪れ、検閲要員確保にあたつていた。

六月一八日に帰任したフーバー大佐を中心に、ワシントンでの会議を踏まえて検閲計画の改定作業が行われ、一九四五年七月一〇日にアメリカ太平洋陸軍対敵諜報部（Counter Intelligence Section）において「日本における民間検閲の基本計画」の改定版ができるが⁽²⁹⁾。これは、依拠する命令として JCS-873/3 と JCS-1353 を挙げ、陸軍省等の協議を経た確定案であることを明示している。ただし、新聞・放送の検閲は、総司令部広報担当官の任務とさ

れ、CCDの任務外という規定は引き継がれていた。全体は、「一、総論」「二、検閲作戦の各段階」「三、日本における民間検閲組織」「四、郵便検閲作戦」「五、電信検閲作戦」「六、旅行者携帯書類検閲」「七、情報記録課」「八、特別活動課」「九、結論」から構成され、各項目は四月案より具体化、詳細化され、本番に備え相当煮詰めた計画案となっている。日本での検閲作戦に必要な追加人員は、総計一二六名と見積もり、四月案の八七六名より増加し、ワシントンでの会議で検討をいかしている。⁽³⁰⁾

改定案の最も重要な点は、「三、日本における民間検閲組織」において検閲組織を具体化したことである。それにれば、本部は東京におかれ、民間検閲官によって指揮される。本部は、直属管理部門のほかに、郵便課、電気通信課、旅行者携帯書類課、特別活動課、情報記録課の五つの課がおかれる。さらに、全国を九つの地区に分け、札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、岡山、福岡に地区本部が置かれていた。

そして、「九、結論」の最終項には、「前述の通り、民間検閲は、軍事的管理が終了した後も活動を維持されることになろう。対敵諜報部長の目的の一つは、統合参謀本部が

構想しているように、日本の管理に責任を有する機関に委譲できるような継続的組織を構築することにある」と述べていた。その意味するところは、この「基本計画」の定めるのが、「軍事的管理」のための諜報検閲作戦であることを明確化し、その上で、それが次の段階における政治的な日本の占領管理における諜報検閲へ移行する期待を表明しているのである。占領を間近に控えた計画案で、初めて軍事目的の民間検閲と政治的占領政策における検閲との接合が問題となり、移行への期待が計画文書に記載された。だが、部内では、政治的検閲はCCDの権限外とする意見も存在し、最終的にやや曖昧な表現でしか記されなかつたのである。⁽³¹⁾

この「基本計画」は、七月二七日に、太平洋陸軍總司令部の承認を受けた。しかし、事態は急速に変化しつつあり、七月二六日、日本の降伏を促すポツダム宣言が発表された。日本の平和的占領の可能性が生まれ、マッカーサーも平和占領を前提とした進駐作戦（「プラックリスト」作戦）の立案作業を急がせだした。CCDは、対敵諜報部（CIS）の指揮の下で、情勢をにらみながらも、日本上陸作戦に備えて部隊編成を進めていったのである。

CCDは、その下に三つの部隊を設置する」とした。フィリピン民間通信諜報隊 (CCIG-F)、オランダ領インドネシア民間通信諜報隊 (CCIG-NEA)、日本民間通信諜報隊 (CCIG-J) である。しかし、実際には CCIG-NEA は活動せず、韓国のために CCIG-K が活動することとなつた。⁽³²⁾日本の検閲作戦にあたることになつたのは、この三つの部隊の一つ、主力部隊である日本民間通信諜報隊 (CCIG-J) である。

日本民間通信諜報隊 (CCIG-J) は、ライダー (H. B. Rider) 歩兵中佐が指揮にあたり、一九四五年八月七日、マニラにおいて活動を開始した。そして、フィリピン作戦と同様、上陸侵攻部隊と共に上陸し情報捕獲統制活動にあたる実働部隊として、以下の四つの検閲先遣支隊 (Censorship Advance Detachment) を編成した。(1) 第六軍（関西上陸部隊）に随行する検閲第一先遣支隊、(2) 第八軍（関東上陸部隊）と共に移動する検閲第二先遣支隊、(3) 第二四軍團（韓国上陸部隊）と行動を共にする第三検閲先遣支隊、(4) 第五水陸両用軍（九州上陸部隊）に所属する第四検閲先遣支隊⁽³³⁾。作戦準備は着々と進んでいたのである。

八月十五日、日本はボツダム宣言を受諾し、連合国に降伏した。日本国民にとっては、余りに多くの犠牲をはらつ

た遅すぎる戦争の終わりではあつたが、CCDにとつては、突然、準備計画とはまつたく異なつた状況のもとで検閲作戦にとりかからねばならない事態に直面したのである。

八月二十四日、対敵諜報部のソープ准将は、第六軍、第八軍、第十軍の各参謀次長に事態の急変のために七月三〇日に伝達した「日本における民間検閲基本計画」の適用を中止し、新たな政策が決定され次第、作戦要綱が送付されることを伝えた。⁽³⁴⁾これまで軍事占領を前提として立てられてきた検閲作戦計画は、前提がまつたく變り、そのままでは実施できなくなつたのである。しかも、平和的に占領するにせよ、占領地管理のための情報の入手と統制は緊急の問題であった。対応は急がなければならなかつたのである。

CCDのフーバー大佐と先発部隊は、八月二十五日、急ぎマニラを出発し、台風のために沖縄に数日滞在を余儀なくされたが、横浜に到着した。直ちに横浜関税事務所に CCD の先発司令部が設置され、九月一日から活動を開始した。⁽³⁵⁾ CCIG-J 爰下の先遣検閲支隊は、若干の手違ひのあった部隊はあつたものの、各占領部隊と共に順次各地に上陸、首都圏を担当する第一検閲先遣支隊の一部は、九月一日、横浜に到着、通信状況の調査に取り掛かつた。

このように、陸軍の日本の検閲諜報計画はほぼ出来上がり、検閲部隊は実戦部隊と共に上陸作戦を行う準備をとどめていた。ところが、突然の日本の敗戦により、CCDの検閲諜報計画は、予定外の事態に直面したのである。

三、占領直後のCCDの活動

日本に上陸したCCDは、積み重ねていた事前の計画とはまったく異なる作戦活動に従事することになった。無論、それまでの計画がすべて放棄されたわけではなく、計画に基づいて編成された部隊は、一部変更されながらも、大枠としてはそのまま新しい任務についたし、計画案は新作戦のための計画書改定の基礎となつた。

しかし、一九四五年八月一五日以降、CCDが行つた作戦行動は、事前の計画で予定されていたものとは、基本的に異質であった。それは、第一に、検閲諜報活動が、軍事作戦上のそれから、政治的な占領政策、占領改革政策の一環としてのそれに大きく性格を変えたことである。検閲諜報は、占領地管理と思想対策という二重の課題を担うことになつた。先に述べた通り、統合参謀本部、アメリカ太平洋

洋陸軍、CCDが準備を重ねてきたのは、日本本土に武力侵攻作戦を前提とし、その作戦行動の一部として行う検閲諜報活動であつた。政治的占領さらには占領改革とともに、情報統制の問題は、SWNCCの次元では考えられていて、十分に具体化されておらず、軍は、武力侵攻による占領の最終段階が政治的占領につながっていくことは予想していたが、当面は軍事作戦上の検閲諜報活動のみを構想していたのである。ところが、軍事侵攻作戦はなくなり、いきなり政治的占領が始まり、そのための検閲諜報活動が必要となつたのである。それは、それまでの計画では、想定しておらず、CCDは十分な準備のないまま予定外の重い任務を背負うことになつたのである。

第二に、占領直後の時期、即ち占領政策の初動という最も重要な時期に、CISとその傘下にあるCCDは、検閲諜報活動だけではなく、言論政策全体にも大きく関与することになつたことである。SWNCCでの政策形成では、自由化、啓蒙のための利用統制という言論政策の柱は固まつてゐたが、それを具体化する前に占領となり、言論政策を担う占領軍組織は、できあがつていなかつた。後に言論政策の重要な推進機関となつたCIE（民間情報局）が

設立されたのは、九月二三日であり、しかも設立当初は未整備であった。結局、占領直後という重要な時期に、言論政策についての基本的理解を持つた実働部隊としてあつたのは、CCDと広報担当官だけであつたが、組織的に整つていたのは CCDのみであったのである。否応なく、CCDは、検閲諜報という枠を越えて、基本的言論政策の実施のための指令書起案、日本側関係機関との窓口業務などの幅広い活動に従事し、言論政策全般について大きな役割を果たすことになった。

検閲諜報活動が、政治的占領さらには占領改革と結びついたことからくる、最大の問題は、新聞雑誌放送等のマスメディアへの対策であつた。既に繰り返し述べた通り、これまでの陸軍の民間検閲計画では、マスマスメディア検閲は総司令部広報官の任務とされてきたが、日本のマスマスメディアが活動を継続したまま占領するという事態を想定しておらず、実際上大きな配慮をしていなかつたのである。ところが、平和的占領によつて、日本のマスマスメディアがそのまま活動しているところに占領軍が乗り込むことになつた。占領地管理という観点からも、占領改革実施という観点からも、マスマスメディア対策が緊急の問題となつたのである。し

かし、総司令部広報官は、マスマスメディア統制の準備はほとんどなく、統制のための組織、要員を持っているのは CCDのみであつた。また、CCDの作戦が占領改革の一環としての検閲諜報という性格を持つことになつた以上、マスマスメディア統制を含めておく必要もあつたのである。

太平洋陸軍総司令部は、ソープ対敵諜報部長に新聞放送の検閲も対敵諜報部の責任で行うことを口頭で命令した。

これを受けたソープ対敵諜報部長は、九月三日、直ちに今後の検閲方針について参謀次長に提議し、承認を受けた。⁽³⁶⁾

これは、その後の検閲方針、さらには言論政策の方針の原形となつた重要文書である。その第一点は、新聞雑誌放送の検閲を対敵諜報部長の指揮のもとにある CCDが行うことである。これまで、管轄外であった新聞放送の検閲が CCDの任務となり、CCDはすべてのメディアの検閲にあたるという大きな任務を行うことになつたのである。

第二は、新聞は事後検閲で取り締まり、違反が見出された場合は、一定期間の発行停止などの措置を取ることとした。

第三に、統制のために簡潔で分りやすい規則を用意し、それを次のような勅令のかたちで出すことであつた。

連合国軍最高司令官は、言論の自由に対し最小限の制限をくわえることを布告する。公共の治安を害するものを除き、日本の将来に関わることを討論する自由は、連合国軍によって奨励される。連合国軍最高司令官は、公共の治安を乱し、世界の平和愛好国家の一員にふさわしい新しい国家として敗戦から再建しようと日本を努力を傷つける情報を伝播する新聞雑誌、放送を差し止めるであろう。

これは、一方では日本の将来に関わる議論を奨励し、軍国主義体制の下で抑圧されていた政治的言論を解放しようとするのだが、他方では「公共の治安を害する」という枠に封じ込めようとするものである。しかも、ソープ自身認めていた通り、「公共の治安を害する」というのは曖昧な表現であつたが、この表現は、九月一〇日に出される「言論及び新聞の自由に関する覚書」にそのまま盛り込まれることになつた。

これから分る通り、突然、新聞放送の検閲統制を任務とすることになったC I Sが、その基準として最初に設定したのは、占領地の治安維持であった。それは、事前に準備していた軍事作戦上の検閲諜報を応用しやすいものであつ

たのである。半面では、この時点では思想対策的検閲の基準の用意はまだできていなかつたのである。

第四には、新聞その他の出版物の検閲にあたる要員は、アメリカ本国から語学堪能者が到着するまでの、止むを得ない措置として日本人をあてることとした。検閲要員に日本人を使用することは、計画段階から論議のあつたところであるが、緊急の措置として日本人の使用が決まつたのである。結果的には、これは、一時的措置にとどまらず、多数の日本人が検閲業務に従事する最初の一歩となつた。

第五に、同盟通信に対しでは、特に現場に検閲官が立合い厳格な検閲を実施することとした。戦争中、対外対内への情報供給の要となつた同盟通信には特に厳しい統制を課すこととしたのである。しかし、厳しい統制を課すということを裏返せば、当面、解体などの措置はとらず、米軍の統制のもとで利用することでもあつたのである。

第六には、ラジオ放送は、勅令に基づき、占領部隊に行する検閲先遣支隊によって直接管理することとし、放送局スタッフが検閲の要請を承知した後は、部分検閲をとることとした。

第七に、以上の方針の承認が得られれば、検閲の方針、

特に「公共の治安を害する」という基準の意味を説明するため東京の新聞雑誌放送の代表者を招致することを提案した。

こうしたソープ部長の提案の多くは、その後の数週間のうちに、具体化され実行されていくことになった。これらの政策は、主として言論統制に関わるものであったが、その枠におさまらない部分もあり、事実上、C I S (C C D) が占領初期の言論政策全般に関わっていきつつあることを示しているのである。

また、このソープの提議の最後には、「以上ここに概略を述べた政策は、すべての国における言論の自由を擁護し、言論統制に対する好意的世論をアメリカ本国で指導する立場にあるアメリカの新聞指導者の承認を得ることができるものであると信じられる」という興味深い項目が付けられている。占領軍検閲当局者は、検閲統制がアメリカの標榜する言論の自由の理念と抵触することを認識し、アメリカの新聞指導者と世論の動向に細心の注意をはらっていたのである。それは、検閲統制の円滑な実施のための政治的配慮という側面もあつたが、本国の新聞指導者と世論の理解を得られる範囲内での検閲統制の実施という抑制作用が働く

いていたことは、やはり見逃せないことである。先にも述べたが、アメリカの検閲担当者の内にも、また新聞世論を含めたアメリカ政治システムの内にも、検閲の強権性への自覚があり、それを制御しようとする志向が存在していたのである。

だが、当面の状況では、ともかく、検閲の準備が急がれていた。しかし、この時点で首都圏に進出していったC C D 部隊は、先に触れた通り横浜に上陸したばかりの第二検閲先遣支隊の一部だけであった。人員も知識も不足していた。

九月三日付けのソープ提案の承認を受けて、九月五日、C C D のフーバー大佐は、ソープ部長に以下の提案を行つてゐる。⁽²⁷⁾ それは、一、勅令文案を公表すること、二、別添の「新聞とラジオのニュースの伝播」と題する布告案を伝達するため、東京に全ての発行者、発行者の代理、ラジオ放送の責任者、政府の情報当局者を招致し、会合を持つこと、並びに文書のコピーをC C D に回付すること、三、同布告を同盟通信を通じて周知させること、四、背景情報入手のために、公的手段を通して八月一日以来の書類ファイルを集めること、五、新聞放送検閲の責任を明確にするため広報官、軍政局、第八軍との会合を持つこと、六、新聞

検閲の経験者数人を早急に呼び寄せるなどであった。

これは、先のソープ提案を更に進め、具体化したものである。起案された「新聞とラジオのニュースの伝播」という文書は、日本側に占領軍の方針を示す布告であると同時に、CCDに検閲の基準を示すという二重の意味を持つて作成されたのである。

添付の「新聞とラジオのニュースの伝播」草案は、先のソープ提案の布告案とほとんど同文であるが、「刊行もしくは放送によって伝播できない主題は、以下の通りである。公式に発表されていない軍隊の移動、連合国への批判、うわさ」という一文が挿入されている。これは、ソープ自身が認めていた通り、「公共の治安を害する」という表現が余りに抽象的であるので、やや具体的に例示しようとしたのである。しかも、その文章は、適用中止となつた四月二〇日付け「日本における民間検閲基本計画」で占領の第二段階で発布することを予定していた軍司令官布告案の表現を、「暗号、政治」という二項目を除いて生かしていた。直面する状況を、軍事制圧直後の第一段階抜きの第二段階と捉え、第二段階で予定していた政策を修正しながら適用しようとしているのである。「暗号」が除外されたのは、

日本軍の軍事活動を警戒する必要がなくなつたためであるし、「政治」が除かれたのは、間接統治の下で「日本の将来に関わる事柄についての討論の自由を奨励」している以上、予定していた直接軍政下での政治論議の禁圧と適合しなくなつたためであろう。

しかし、四月二〇日付け「基本計画」が、計画していたのは、先にも述べた通り、軍事目的の検閲である。それ故にポツダム宣言受諾後の状況に合致せず、適用中止になつたのであるが、その公共の治安維持の部分だけを借用して検閲基準とし、それ以外に基準がないということは、当面の状況において治安の維持が重要課題であることは確かとしても、やはり、日本の民主的改革をはかるうとする占領政策全体との関連づけはまだ十分ではなかつたと言える。このフーバー提案の一部は、直ちに実行され、翌六日には、ライアン、ディベラ等三名の士官を新聞放送担当者として転属される手続きがとられている。³⁸ともかく、新聞放送の検閲を行う人員を召集し、組織を編成しなければならなかつたのである。

このように占領軍が政策の準備を急いでいる間、日本側では敗戦によって内閣情報局等のマスメディア統制力は弱

まりつつあつたが、情報局とマスメディアは敗戦後の国民意識を「國体護持」で固めようとしていた。日本側の敗戦への対応については、別に改めて論じることとし、本稿では占領軍との関係についてだけ言及するが、日本政府は占領軍の言論政策をできるだけ早く探り、対応策をとろうとしていた。九月五日、内閣情報局の寺本新聞課長が、横浜のアメリカ軍総司令部にピューラー少将を訪問し、新聞政策について打ち合せを行っている。⁽³⁹⁾

さらに九月八日、緒方情報局総裁、松前遞信院総裁が、やはり、横浜の総司令部を訪れ、連合国軍総司令部代表ソープ少将（C I S）、フーバー大佐（C C D）、グリーン大佐（P R O）と会談した。この会合は、占領軍の要請によつて開催され、情報局総裁、通信院総裁という言論関係最高幹部が出席したことから、日本側は相当重要な会合と位置付けていたことがうかがえる。だが、占領軍側には、この会合の詳細な記録はなく、余り重視していなかつたようである。⁽⁴⁰⁾占領軍側は、まだ検閲基準等が確定していくわけでなく、数日中に発せられる正式指令の前の「予備的会議」という意図であったようだ。

「予備的会議」にしろ、これは占領軍が日本側に言論政

策の概略を通告した最初である。会議では、ソープ少将が「連合軍総司令部カ日本ニ戰争中存在セルカ如キ嚴重ナル檢閲制度及ヒ徹底的取締ヲ規定スル意圖ヲ有セサル旨ヲ述へ公安維持ノ原則ヲ基礎ニ僅少（ニ又ハ三）ノ一般的取締ノミ行フコトナルヘク」と演説し、占領軍と日本国民の事件のニュースも発表禁止とするものではなく、「公安ヲ紊ササル如キ形式ニ於テ適確ニ報道セラレサルヘカラサルノ意ナリト附言」したという。⁽⁴¹⁾

檢閲統制方針の伝達とともに、ソープ少将は、占領軍による新聞・ラジオの利用方針も伝えた。これは二つの分類があり、一つは、占領軍の公式発表・宣言等を新聞ラジオが義務として報道すること（「義務的発表」）、もう一つには占領軍の用意する「思想、社説、時事解説、写真等」を新聞社放送局が「自由ニ取捨選択ノ上適當ト認ムル方法ニテ使用スルモノ」であつた。ただし、占領軍の提供する材料を新聞社放送局が「故意ニ黙殺シ何等ノ方法乃至形式ニ於テモ之ヲ利用セサル場合ハ連合軍司令部ハ全問題ヲ再検討スル」というのであるから、事實上の強要である。

また、郵便等に対しても、全ての外国郵便の検閲、内国郵便の「見本的検閲」実施を通告した。特に、在外日本軍

への郵便については、家族等からの郵便によって彼等に敗戦の実相を知らせる配慮を行うことで占領軍と日本側が了承した。

「」のように、この日の会談で、占領軍側が通告したのは、「最小限検閲」と占領管理・改革のためのマスメディア利用である。検閲については、前述した通りの立案作業が行われ、それまでまとまっていた概略が通告されているが、後者のマスメディアを利用した広報活動については、立案文書が存在しない。しかし既に述べた通り、マスメディアを利用して啓蒙活動は、基本的言論政策として、SWN C.Cにおいて定まっており、統合参謀本部からマッカーサー総司令官に発せられた命令JCS-1380/15「日本占領と管理のための連合国最高司令官に対する降伏後の初期基本指令」においても、「利用できる全てのメディアを通じて民主主義の理想と原理を広めることによって思想の自由を育成しなければならない」と明記されていたから、それらを取り込んだと推定できる。⁽⁴²⁾

ソープ将軍は、「思想、社説、時事解説、写真等」の提供まで発言しているのであるから、相当大規模な計画のようだが、その後の経過からすると、この時点ではそれを直

ちに実行できる人員・組織等まで整備されていなかつたようである。しかし、日本側に、こうした通告を行つたことは、占領軍の言論政策が、当面の治安対策だけではなく、全体的計画として形成されつあつたことを示している。

また、日本側出席者の回顧談では、この日の会合で、占領軍との間に小衝突が起きたことになつてゐる。松前談話では占領軍が検閲方針を示したのに對し「緒方さんは、大東亜戦争というものはどうして起つたか」という言論を抑圧したからだ。言論抑圧ということはやはり軍国主義的な性格の中においてその傾向を持つものであつて、われわれはそれに対しても徹底的に反対してきた。だから言論、雑誌、新聞、放送その他の言論機関に対する統制はいたしませんと言つた」という。占領軍側は、この言に怒り、強圧的に検閲実施を宣言し、結局、緒方が「もう占領下だからわれわれとしてはどうにもならない。あなたがたの方針に従う以外に方法がないと答え」、その場がおさまつたとされる。⁽⁴³⁾

しかし、外務省公開史料、占領軍資料でも、こうした緊迫したやりとりは記録されておらず、寧ろ平穏な会合であったかの「」とくである。⁽⁴⁴⁾日本側が言論抑圧に反対し、アメ

リカ側が統制を主張するというのは奇妙な構図であるが、衝突があつたとすれば、初めて対面した両者の誤解と思惑の食い違いが表れたのではなかろうか。記録によれば、占領軍側は、戦争中の日本の検閲について質問したというから、「新聞、雑誌、放送の検閲に対してどう思うかと」聞かれた緒方は、戦争中の日本の検閲に対する情報局總裁の責任が追及されると考え、自分は統制に「徹底的に反対してきた」、今後は「統制はいたしません」と弁解したのではないかだろうか。これに対し、自由を掲げながら検閲を行う矛盾を意識しながら、検閲実施を通告する前段として「検閲に対してどう思うか」と聞いた占領軍側は、一瞬、緒方が占領軍の矛盾を指摘したと誤解し、強硬態度を示した。⁽⁴⁵⁾

しかし、すぐに緒方の真意を理解し、その場を收拾したのである。

またもう一つには、日本側は間接統治に重点をおいて、日本政府の新聞放送に対する権限の保持をはからうとし、言論自由化であれ統制であれ、できるだけ占領軍の介入を押し止めたいという考えがあり、また他方、占領軍は敗戦

方針がたてられていましたから、その点で日本側が誤解したわけではない。しかし、占領軍が限定的検閲を強調する文脈

の窓口を内閣情報局に一本化しようとする発言を行い、占領軍も便宜上の理由からそれを受け入れたが、日本政府はそうしたかたちで、日本の新聞放送に対する自己の権限を維持しようとしていたと考えられる。⁽⁴⁶⁾

検閲をめぐっての緊迫したやり取りが部分的にはあつたかもしれないが、全体としては、日本側は占領軍の検閲方針を受け入れ、新聞放送の利用も協力を表明した。先にも触れた通り、占領軍側に、この会談の詳細な記録はないが、当日の午後にソープが同僚に出したメモでは、ソープが検閲組織の全体を説明したところ、日本側は「協力の意思を示した」とある。⁽⁴⁷⁾

寧ろ、日本側は、占領軍が、当面、「公安維持ノ原則」を目的とする「最小限検閲」しか実施しないことを聞き、安堵したのではなかろうか。「最小限」というところを強く印象づけられ、情報局總裁秘書官は、治安を害することを除き「万事放任スルコト」という方針だと報告しているほどである。

確かに、前述のごとく、CCDの資料でも限定的な検閲

を日本側が正しく理解していたようには見受けられない。

アメリカ側が「所要ノ最小限検閲」を強調したのは、一つには、連合国が掲げる理念としての言論の自由との抵触を意識し、検閲を必要悪として限定しようとしているからであつた。日本が戦争中実施した「嚴重ナル検閲」と対比させて論じているのは、その表れである。しかし、言論の自由理念を意識していない日本側は、アメリカ側が介入を手控え、最小限の制限しか加えないと考えたと推定できる。

その誤解が、その後、日本の新聞報道と占領軍との衝突を引き起こした一因であろう。

また、アメリカ側が「公安ノ維持」を基礎とする「最小限検閲」を強調したのは、先にも触れた通り、軍国主義根絶などの基本計画はあつたが、この時点では、思想対策的検閲の具体的用意がなかつたからであつた。占領軍の内情を知る術のない日本側が、この点に考えが及ばなかつたのはしかたがないのだが、日本側はその後の検閲の展開を見通せず、甘く認識していたのである。

日本側は、占領軍の「最小限検閲」政策を占領軍の弱さあるいは消極さと理解し、日本政府と日本の新聞社放送局は今までと大差のない活動を継続できると認識したのであ

る。この点は、ソープも、若干感じたようで、先のメモでも「まだはつきり結論は出せないが、日本人は、寛大さと弱さを取り違えているのではないかとやや察している」と書いている。日本側のこうした認識は、その後の日本政府や新聞の行動に表れている。

四、「言論及新聞の自由に関する覚書」と 検閲の開始

占領軍は、対敵諜報部を中心に、手探りで言論政策の実

施を進めていった。占領政策遂行のためにも、日本側への正式通告を急がなければならなかつたし、また連合国側従軍記者の間からも同盟通信等の活動になんらの規制が行われていないことへの不満の声があがつていて⁽⁴⁹⁾。九月九日、ソープ対敵諜報部長は、新聞と放送の検閲に関する日本政府への指令案を起案し、ザザーランド参謀長に提出した⁽⁵⁰⁾。これは、連合国軍総司令部が言論政策について最初に発した布告である「言論及新聞の自由に関する覚書」(SCAPN16) の原案であり、原案に修正が加えられることなく、翌日布告された。対敵諜報部(CIS)及び民間検

閲支隊（C C D）が、事前に予定されていた検閲諜報任務の枠を越えて言論政策全体の企画立案の役割を果たしていくのである。

この「言論及新聞の自由に関する覚書」は、九月三日に新聞放送の検閲がC C Dの任務となつて以来、C I SとC Dにおいて検討されてきた指令案の最終案である。しかし、最終案は、それまで検討されてきた案とは異なった性格を帯びることになった。それは、新聞放送の検閲に関する文書として起案されていたのが、「言論及新聞の自由に関する覚書」という題名で発せられたことに表れている。「覚書」が言論報道の統制を目的としていることは変りがないが、この間、「言論の自由を奨励し、民主化を促進しようとする占領政策が明示され、「覚書」はそのコンテキストの中に位置付けられたのである。

この段階での、占領政策の基本を示したのは、九月九日、総司令部から発表され、九月一一日の日本の新聞が報道した日本管理方針である。日本管理方針の第三項目には「日本の軍国主義および軍国的国家主義の根絶は戦後の第一の目的であるが、占領軍の一つの目的は自由主義的傾向を奨励することである。言論、新聞、宗教および集会の自由は

占領軍の軍事的安全を維持するための必要によつてのみ制限される」とうたわれていた。⁽⁵¹⁾「軍国主義の根絶」と「自由主義的傾向」の奨励が、占領政策の根幹であることが明確に示されたのである。

マッカーサーは厚木に飛来する機中で、腹心のホイットニーに十一項目の占領政策を口述したというが、その一つにも「自由な責任ある新聞を発展させる」という項目があつた。ただし、これは、マッカーサーのその場の思いつきではなく、既に述べた通り、S W N C Cなどの占領計画で固まつていた基本政策であつたし、統合参謀本部の命令としてマッカーサーに伝えられていたことであつた。ただ、それを改めて占領軍の基本方針であるとして内外に宣言したのである。

九月一〇日の「言論及新聞の自由に関する覚書」は、「日本の軍国主義および軍国的国家主義の根絶」、「自由主義的傾向の奨励」というコンテキストの中で発せられた。限定的制限を示した「覚書」の第二項、第三項では、それまでのソープ案、フーバー案の文言に若干の修正を加えただけで、ほとんどそのまま生かされているが、自由の大海上のなつかの限定的制限として提示された。C C Dが検討してきた

新聞放送の検閲案は、占領政策全体の大きな図柄のなかの一コマとして組み込まれ、その意味は鮮明となつたのである。

ただ、注意すべきは、言論の自由が占領軍の基本方針として宣言されたが、それを具体化する措置は、この段階ではまだとられていないなかつたことである。具体的指示として発せられたのは、「覚書」が示すメディアの統制検閲であつた。占領軍は、自由の精神を唱えたが、それを具体的に実現する前に、日本のマスメディアを自己の統制下に掌握し、その上で規制立法の停止等の自由化政策をとつていつたのである。それは、きわめて巧妙な政策であった。

「覚書」では、それまでなかつた文言も加えられている。その一つは、検閲の技術的問題であるが、「覚書」第四に「当分ノ内ラジオ放送ハ主トシテニュース及音楽的娛樂的性質ノモノ」を取り扱い、「ニュース、解説及び情報的放送」は東京放送局から放送されるものに限ることとしたことがある。この狙いが、放送の言論報道の統制を東京において一元的に行うことについたのは明らかであるが、八日の会合で、フーバー大佐が東京放送が全国民に普及するかと質問したのに対し、緒方情報局総裁が全國民に普及するが、各

地方局でも独自のニュースを発していると答えた経緯があるので、地方局ニュース統制の必要性を認識したのである。⁽⁵³⁾

もう一つ付加された点は、より重大な問題を含んでいた。それは、第一項に「真実ニ符合セズ若ハ公安ヲ害スルニユースヲ頒布セザルヨウ」と特記されたことである。⁽⁵⁴⁾ それまでの検討では、言論報道統制の目的は当面の治安の維持における、検閲の基準として「公安ヲ害スル」が専ら論議され、九月八日の会合においても、その線から日本側に通告が行われた。しかし、その後、「真実ニ符合セズ」という文言が付け加えられたのである。

これは、報道が「真実」に合致するというには当然といえば当然であるから、たんなる決まり文句を入れただけともとれるが、それだけではない重要な問題を含んでいた。

ここでいう「真実」とは、言うまでもなく連合国側の価値基準から見た「真実」である。連合国側の検閲統制は、「眞実」性を問うというかたちで報道の内容の領域にまで立ち入ることになつたのである。それまで、日本政府や日本的新聞放送が国民に吹き込んできた「眞実」ではなく、それは別の「眞実」、連合国側の「眞実」が持ち込まれる。

それが、「軍國主義の根絶」「日本人の再教育」といった占領軍の目的と深く結びついているのは、言うまでもない。連合国から見て「真実ニ符合」しない報道であれば、当面の状況において「公安ヲ害スル」恐れはなくとも、禁止されることになった。検閲統制は、占領改革の中に位置付けられることによって、治安の維持対策というだけではなく、思想の取り締まりへの最初の一歩が踏み出されたのである。この「真実ニ符合」という条項は、その後の「プレス・コード」にも引き継がれ、強権をふるうことになったのである。

このように、「言論及新聞の自由に関する覚書」は、新聞放送の統制が緊急の問題となつて以来、急ぎ作成され、立案の最初には当面の治安対策のための検閲しか思い浮かばなかつたが、次第に全体的占領政策を取りこみ、占領改革の一環としての言論統制という性格をもつて布告された。それは、戦争中の日本のマスメディア体制に対する占領軍の最初の一撃であり、占領改革の重要な一步であつた。だが、そこには占領改革政策に内在する矛盾が表れていた。一方で、言論の自由を奨励し、自由の中の限定的制限であるとしながら、「真実ニ符合」しない報道の禁止とい

つた条項を設け、言論報道を取り締まろうとしたのである。占領軍は、何が「真実」であるかを決定し、それ以外を封じ込む権力を持つたのである。占領軍が「軍國主義の根絶」という目的を遂行するためには、戦争中の日本の言論を放置しておくことはできず、強権的統制を必要としているのであるが、「民主主義」「自由主義」の理念からすれば自己矛盾であることは否定し難い。

占領軍の検閲は、この時期、アメリカ本国においても批判の声があがり、エンブリーガ、「ニューヨータイムスマガジン」誌上に発表した論文で、占領政策の困難さを認めながらも、占領軍の検閲が存続しつづければ、思想と言論の自由を宣言したポツダム宣言は空文化すると発言した。⁵⁵この点は、先にも触れた通り政策形成段階でも論議されてきたことであるし、前述のソープ部長の提案文書でも本国の新聞論調を意識していた。アメリカ政治のシステムとして検閲統制を抑制するメカニズムが存在していたことを示しているだろう。占領軍も、こうした中で、自らの矛盾を自覺し、自由と統制の制御をはからうともしていたのである。

しかし、そうした論議において、自らの抱える矛盾を理

念と方法との矛盾と意識していたことに注意しておく必要がある。自らの理念、そこから導き出される自らの「眞実」については、なんらの懷疑を持たず、それを実施する方法に問題があるという意識である。そこでは方法を一定程度制御しようとすると意識は生まれ、実際そうした努力も行われた。だが、自らの「眞実」への確信は揺るぎないものであるから、すべてが単純な善悪、黑白に還元され、方針的には限定されていても内容的には過酷に「眞実」を強制することが起るるのである。

「覚書」の通告と共に CCD の活動は本格化することになった。「覚書」通告当日の九月一〇日、CCD 本部は、横浜税関事務所から東京のラジオ東京ビルに移転し、業務を開始した。同時に、CCD 民間検閲官フーバー大佐から「太平洋陸軍新聞放送検閲官への指示第一号」⁽⁵⁶⁾が発せられ、新聞放送の検閲が、日本民間通信諜報隊（CCCG）に新たに編成された新聞放送課によって、同日一七時から開始されるべきことが指示された。マスメディアを含む民間通信の検閲がいよいよ実施されることになったのである。

この指示で、検閲の基準として示されたのは、日本政府に通達された「言論及新聞の自由に関する覚書」である。

それ以外の具体的指示は、すべての放送の英訳を事前に主任放送検閲官に提出させること、すべての短波放送の禁止、英字新聞「ニッポンタイムス」は事前検閲、それ以外の日本語新聞は厳密な事後検閲下におくこと、放送局と新聞の間に連絡は内閣情報局の担当者が行うことなどが挙げられていた。そして、最後に、検閲官に対し、「検閲は、判断の問題である。諸君は編集者ではないが、虚偽および有害な情報を日本国民に伝達させないという責務を負つている。削除を行うことについては、細心の注意をはらわなければならず、それらは総司令官の声明の範囲内でのみ許されることを承知していかなければならない」という注意が与えられた。検閲を限定化しようとする意向がうかがえる。

しかし、他方で、CCD は、日本側に対し別な側面を見せていた。この日の午後五時、フーバー大佐は、日本の新聞放送代表者をラジオ東京ビルに招致し、検閲方針を徹底させることとした。席上、フーバー大佐は、まず同日発せられた「覚書」の内容を説明し、すべての放送台本、新聞記事の英訳は情報局を通して検閲官に提出すべきことなどの具体的手続きを通告した。そして、マッカーサー将軍が、「日本が敗戦に陥った理由、連合国の大民主主義が何故日本

の再生を援助するのか」という一点についての知識が広範に広められることを強く希望していることを伝えたのである。これは、検閲方針というより、言論指導である。検閲が、連合国の大「眞実」以外を封じ込めようとするものとすれば、こちらは連合国の大「眞実」を宣伝普及させる活動である。先の予備会議では、占領軍提供の材料を日本の新聞放送が使用するようにという要求が出されていたが、それは布告された「覚書」には明記されず、検閲実施の通達とあわせて占領軍総司令官の希望を伝えるというかたちで、日本側に伝達されたのである。

フーバーは、部内の検閲担当官には、検閲担当者は「編集者」ではないという言い方で新聞放送への指導を戒め、検閲そのものの限定化に配慮しながら、もう一方では言論政策の別な側面を担い、日本の新聞放送には言論指導的発言を行っていたのである。しかも、検閲責任者であるフーバーが、言論指導的発言を行うことで、たんにマッカーサーの希望を伝達したという以上の威圧的効果を狙っていることは明白である。

この日、フーバーの主催した会合とは別に、グリーン大佐、ミッチエル少佐、スマスの三名が情報局の寺本新聞課

長以下三名と会談し、総司令部から提供するニュースはそのまま新聞紙に掲載する必要はなく、情報局において「適当な案文を作成の上新聞に提供」すること、雑誌『中央公論』『改造』の再刊を要求すること、日本語タイトル付き映画十八本を各映画館で上映することなどを通告した。⁽⁵⁸⁾これも、同じく言論指導であるが、より具体的レベルまで踏み込んでいる。

既に述べた通り、日本の「民主化」のためにマスメディアを指導利用することは占領言論政策の重要な柱の一つであつたが、それが実施されたのである。しかも、検閲のごとく、強制的命令として出されたのではなく、いわば自發性を引き出す内面指導として行われた。それは、間接統治という占領形態に従つていたとも言えるが、それだけなく、言論独特の問題が存在していたのである。

言論の自由を掲げる占領軍からすれば、日本の新聞放送を強権的に管理し、占領軍の政策の宣伝啓蒙にあたらせることは、公然と言論の自由を踏みにじることになつてしまふ。それは、検閲以上に、民主主義を掲げる占領改革にとって矛盾である。民主化のために日本の新聞放送を利用するとしても、強制ではなく、飽く迄も自発的な協力というう

外面を持たせなければならなかつたのである。そして、自發性を引き出すために、他方での検閲の威圧が利用された。言論指導と検閲は別の政策のようにみえながら、一セツトの政策であつた。そこでは、検閲それ自身は限定的であつたとしても、他方での言論指導への自發的服従を引き出す威圧としては、大きな意味を持つたのである。

このように事実上強制的でありながら、自發性に期待する政策は、偽善的といえど偽善的であるが、それも占領軍が言論の自由という自らの理念を維持しようとするところから生じたものであつた。こうした政策に対する日本側の反応は、別に改めて論ずるが、自發性を強制された日本人の内面は複雑に屈折し、かえつて占領軍の掲げる言論の自由理念へのシニシズムが醸成されがちであったことは容易に推測できる。少なくとも、占領軍ほど民主主義を原理の問題として真剣に考えない態度が生まれる傾向を導いたとも言える。それは、占領軍の改革の計算しない結果であつたであろう。

ともかくも、占領軍の言論政策は、検閲と言論指導の両面において開始された。マスメディアだけでなく、CCDは九月一三日、日本の郵便を接收し、郵便への検閲を開始した。⁽⁵⁹⁾しかし、人員、組織、業務手続きなど、整備されて

いたとは言い難かつた。特に、活動を基本的などころで定める「日本における民間検閲の基本計画」は、適用中止となつて以降、改定作業を急いでいたが、まだできあがつていなかつた。しかし、活動が開始された以上、手探りでも進めていかねばならなかつた。特に、当面の問題となつたのは、日本における報道活動の中心である同盟通信社への対応であつた。占領軍は、いまだ準備が十分でない段階で、結果から見れば、占領期における最大のメディア改革の一⁽⁶⁰⁾つとなつた同盟通信社解散と直面したのである。

註

- (1) 放送は、放送制度という言葉が通常使われている通り、電波の有限性という問題から免許制などの国の方針が不可避であり、制度によって運営されている。これに対し、新聞などの活字メディアまで制度と捉ることには、疑問の向きがあろうが、当時の新聞は、新聞統合によって一県一紙制度となり、組織も社内株主制度、記者の登録制度が実施され、文字通りの制度によって運営されていたのである。

- (2) 初期の寛大な戦後計画を示すのが、「米国の対日戦後目的 (PWC-108 = CAC-116 Japan : The Post-War Objec-

tives of The United States in Regard to Japan)」^{レフテー}

RG59 Records of State Department of Post-War Program Committee, 1944. Microcopy No. T1222 Roll. 2. States Department Documents of Interdivisional Country and Area Committee 連絡機関事務部

(3) 「敵地の監視」 (PWC-114 = CAC-123 (1944. 3. 22) Japan : Nullification of Obnoxious Laws) RG59, Records of State Department of Post-War Program Committee, 1944.

Microcopy No. T1222.

(4) CAC-116a=PWC-108a (1944. 4. 17) RG59 State Department of Post-War Program Committee, 1944. Roll 2 Microcopy No. T1222.

(5) 「日本へいた政策を明確化した最初の訓諭文書は、PWC-288=CAC-237「日本へいた情報の表現の規範」 (Japan : Occupation : Media of Public Information and Expression) レフテー RG59 States Department Documents of Interdivisional Country and Area Committee Microcopy No. T-1221 及び Records of State Department of Post-War Program Committee, 1944. Microcopy No. T1222.

(6) 66th Meeting (November 17, 1944) Minutes of Depart-

ment of States Committee on Post-War Program.

(7) PWC-288=CAC-237 「日本へいた情報の表現の規範」 (Japan : Occupation : Media of Public Information and Expression).

(8) SWNCC-150 United States Post-Defeat Policy Relating Japan. SWNCC\SANACCCASE FILES 1944-1949 Reel No. 14.

(9) SFE-118 2nd Draft (20 August 1945) "Control of Media of Public Information and Expression in Japan". Microcopy No. T-1205, Roll 4.

(10) SWNCC-150 "United States Post-Defeat Policy Relating Japan". SWNCC/SANACCCASE FILES 1944-1949 Reel No. 14. SWNCC-150/3 連絡→SWNCC-150/4A レフテー 「日本政府との関係」の項で「領事による外政への実力干涉や誤解を説き及ぼすことを終出がなされた。

(11) JCS1380/15 "Basic Initial Post-Surrender Directive to Supreme Commander for The Allied Powers for The Occupation and Control of Japan". Records of Joint Chief of Staff, Part 1 : 1942-1945, the Pacific Theater. Reel 4.

(12) "Draft Directive for Emergency Information Control in Japan. Initiation phase, covering roughly the period from

VJ-1 to VJ-15 (8/15/45). Microcopy No. T-1205.

Roll.4.

Washington National Records Center (Suitland, Maryland)
G BOX 8524 (南支那海、南シナ海、東シナ海、日本海、朝鮮半島、ベトナム、マレーシア、スリランカ、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、南極) の
CIS-06225 (BOX 8552). "Unit History of The Civil Cen-

(13) SWNCC-162 ハニーベルト 一九四六年一月五日
SFE-116/5 が出来上がった段階で包括的政策文書作成を

監視」。SWNCC-91=SFE-118 ハーネスは一九四六年七月
由 111 日 SWNCC-91/1 の段階で議題から消去された。何
れも、個々の政策が既に占領軍によって実施され、文書作
成の意味がなくなつたためである。

(14) JCS-873 "Censorship of Civilian Communication in
Pacific-Asiatic Theater". RG218 BOX 12. National Archives
(Washington D. C.)

(15) AG 311.7 (19 May 44). enclosure in JCS-873 "Cen-
sorship of Civilian Communication in Pacific-Asiatic Thea-
ter". RG218 BOX 12.

(16) "Annex to Appendix Censorship of Civilian Communica-
tions in Areas Occupied or Controlled by the Armed
Forces", enclosure in JCS-873/3.

(17) "History of Civil Censorship Detachment, S. W. P. A."
(1944.12.5). RG331 CIS-02496 (BOX 8524). 国文書に
あるが、最初に集合したのは、十一月一日、トトロウ名前、

「Y」の新聞がふるび日本占領下のメディア状況につい
ては、拙稿「新聞の『南方大進軍』」「Y」の新聞」復刻
CIS-02496 (BOX 8524) 等の参考。

(18) General Order No.143 (1944. 11. 31). RG331
CIS-06225 (BOX 8552). "Unit History of The Civil Cen-
sorship Detachment". RG331 Sheet CIS-02496 ~ 02497
(BOX 8524). ○○△の設立以前に、軍事検閲を任務とする
Censorship Detachment として部隊が活動してたが、○

△△△の拡充とともに、Military Censorship Detachment と
なり、一九四五年一月 11 日、それまで地域検閲官であっ
たケハムール大佐が軍事民間両検閲を統轄する参謀第一部
顧問に就任、ハムル中佐が後任となる。 "History of
Military Censorship in The SWPA". RG331 Sheet
CIS-02496 (BOX 8524) 等の参考。

(19) "UAFFE Basic Plan for Civil Censorship in the Philippine
Islands". RG331 CIS-05371 ~ 05373 (BOX 8565). 国文書に
あるが、「情報収集のための主題がY」が付属しておらず、檢
閲作戦の主眼が、情報収集諜報活動であったといふがうかが
える。

(20) 「Y」の新聞がふるび日本占領下のメディア状況につい
ては、拙稿「新聞の『南方大進軍』」「Y」の新聞」復刻

版解説　日本図書センター）参照。

(21) "Unit History of the Civil Censorship Detachment".

RG331 CIS-02496 (BOX 8524).

(22) AG 000.73 (12 Sep 44). RG331 CIS-02434 (BOX

8523)。先に述べた通り、一九四四年五月一九日、陸軍省

高級副官部から占領地の検閲を現地司令官の責任で行うぐ

る命令が出されたのだが、南西太平洋方面軍最高司令官側

では検閲計画策定の知的的用意がなく、陸軍省に計画案

作成を要請し、陸軍省で計画策定にあたったのが

である。計画案 "General Plan for Civil Censorship in

Japan" が、「一般」「検閲作戦の各段階」「日本における民

間検閲作戦」から構成され、作戦要員として士官四〇名、

下士官一四九一名、米国民間人二五〇〇名を予定してこた。

これは、一九四四年一一月一日、陸軍長官の承認を受け、

その後の計画策定の基礎となつた。

(23) "USAFFE Basic Plan for Civil Censorship in Japan".

RG331 CIS-02450 (BOX 8523). これに記載され、台東國
極東陸軍 (USAFFE) が発せられ、南西太平洋軍総司令部
で承認されたがたがいふべからざる。

(24) "Civil Censorship Policy Meeting-Pacific", 7 May-12 May
1945. enclosure in "Censorship, Japan General, Jan. 19

45-Aug. 1945". RG331 CIS-0357~03576 (BOX 8517).

(25) ハハヌール大佐宛へ「ハハヌール大佐書簡（一九四五年四月一
日）」enclosure in "Censorship, Japan General, Jan. 19

45-Aug. 1945". RG331 CIS-0357~03576 (BOX 8517).

(26) ハハヌール大佐宛へ「ハハヌール大佐書簡（一九四五年四月一
日）」enclosure in "Censorship, Japan General, Jan. 19

45-Aug. 1945". RG331 CIS-0357~03576 (BOX 8517).

(27) ハハヌール大佐宛へ「ハハヌール大佐書簡（一九四五年四月一
日）」enclosure in "Censorship, Japan General, Jan. 1945-

Aug. 1945". RG331 CIS-0357~03576 (BOX 8517).

(28) ドメコカ極東陸軍 (USAFFE) がドメコカ太平洋陸軍
(AFPAC) に再編成されるに伴い、極東陸軍参謀本部

(G2) 参謀次長であったホーパ准将 (Brig. Gen. E. R.
Thorpe) が、一九四五年底九日、対敵諜報部隊 (Counter
Intelligence Officer) に就任し、対敵諜報隊 (Counter In-
telligence Corps = CIC)、民間検閲支隊 (CCD)、監視 G 植
敵諜報隊を指揮するなど ("Operation of the Civil In-
telligence Section GHQ, FEC & SCAP" Vol. IX, Intelligence
Series (I)).

(29) "USAFFE Basic Plan for Civil Censorship in Japan". en-
closure in "History of CCD in Japan ; Appendices". RG331

CIS-02936～02941 (BOX 8604).

(30) 内訳は、陸軍士官110名、下士官110名、海軍士官

118名、下士官110名である。先のワーバー報告によれば、ハンヘル会議でおもむかに改定案では陸軍士官1

111名、下士官110名、海軍士官118名、下士官110名

名であったから、海軍士官110名を増員したりとなる。

(31) リの結論部分を含め、この検閲が、軍事作戦終了に

つづく續々占領政策の中で情報統制にそのまま移行するものであるのかは、改定案作成の過程で対敵諜報部の中でも議論があった。改定案の原案では、結論部分は、「軍事的意義がなくなつて後も民間検閲は、疑いもなく

(undoubtedly) 繼続される」と再度述べる」になつた。

たようだが、リに対し、筆者不明の意見書 ("A Few

Comments on the Revised Plan") は、「疑いもなく」の部

分に下線を引いた上、「リの声明は、陸軍省は作成された

ものより拡大されている」とコメントしている。陸軍省の命令じているのが、軍事作戦上の諜報検閲のみであり、それを越えることはできないとする意見が根強く、最終案は本文の通り占領政策の一環としての統制への移行を示唆した文になつたが、それも原案より後退した表現となつたのである。改定案の部内討議文書は、"Censorship, Japan,

General, up to the End of 1945". RG331 CIS-03577 ~

03580 (BOX 8517).

(32) "History of CCD in Japan". RG331 CIS-02936 ~ 02941 (BOX 8604).

(33) "History of CCD in Japan", RG331 CIS-02936 ~ 02941 (BOX 8604).

(34) "Initial Censorship Operation in Japan" (1945. 8. 24). enclosure in "Censorship, Japan General, Jan. 1945-Aug.

1945". RG331 CIS-03574 ~ 03576 (BOX 8517).

(35) "History of CCD in Japan". RG331 CIS-02936 ~ 02941 (BOX 8604).

(36) "Local Press and Radio Censorship" from OCCIO to Deputy Chief of Staff (1945. 9. 3). enclosure in "Censorship, Japan, General, up to the End of 1945" RG331 CIS-03577 ~ 03580 (BOX 8517). リの文書には、総司令部からの口頭命令の日付けは明記されてゐる。また、同文書の末尾には、ウイロジー將軍、フェラーズ將軍、ティラー將軍、マッハムエル大佐に回覧され、意見の一致があつたことが記入されている。

(37) "Local Press and Radio Censorship" from CCD to Gen. Thorpe (1945. 9. 5). enclosure in "Censorship, Japan,

General, up to the End of 1945" RG331 CIS-03577~

03580 (BOX 8517).

(38) "Memorandum for Col. Wadsworth" (1945. 9. 6) from R.

D. Rider. enclosure in "Censorship, Japan, General, up to

the End of 1945". RG331 CIS-03577 ~ 03580 (BOX

8517).

(39) 「日本新聞報」一九四五年九月八日号。同記事によれば「横

山情報官（情報局第三部）の通訊でわが国新聞界の現況を

説明、今後の新聞行政全般にわたり重要打ち合せを行つた」

とある。「日本新聞報」は「ヨーラー」と表記しているが、

恐らく広報官のディラー (Diller) であろう。

(40) 無論、RG331 は膨大な資料であるので、まだ見出せないだけかもしれないが、註 (47) に掲げた報告だけしかな

い。その後の C O D の活動においても、後述の九月一〇日会合は参照されているが、九月八日会合は言及された例はない、そのひともアメリカ軍が九月八日会合を重視していない表れであろう。

逆に、日本側は、この会合を重視していたのか、詳しい記録を残し、しかも言論関係を巡る占領軍との交渉についての文書だけが外交文書公開において公開されている。

(41) 外務省第一回公開資料 A-0054 「新聞、『ラジオ』及び

郵便検閲等」(関スル連合軍司令部代表『ソープ』少将 (参謀長輔佐官『マーシャル』大将不在中之ヲ代行)、『フォーバー』

大佐、『グワーハ』大佐及ヒ緒方情報局總裁、松前通信院

總裁間会談要旨 (外務省外交史料館所蔵)。

A-0054 には、この日の会談の別な記録「九月七日情報

局總裁、「フォーバー」少將会談要旨 弘報部、「緒方總裁秘

書官中村氏ヨリ聴取」および英文記録が収録されている。

ただし、会談内容記録に大きな相違はない。

尚、この資料は、放送法制定過程研究会編『資料・占

領下の放送立法』所収 (一九八〇年 東大出版会)、江藤

淳編『終戦史録 (1)』(一九八九年 講談社) にも収録さ

れている。

註 (47) に掲げた占領軍の資料では、占領軍の出席者は、

日本側記録のソープ少将、フーバー大佐、グリーン大佐以

外に、ダイク大佐 (後の C I E 局長) も列席していた。

S E E で作成された「日本における公的情報と表現のメ

ディアの管理」では、民主主義への啓蒙活動が計画されて

いた。拙稿「アメリカの占領言論政策の形成過程」年報・

近代日本研究 第一二号参照。

また、広報官のグリーンが出席してくることからすると、

広報活動は、広報官のほうで作成されていたかも知れない。

(43) 「松前重義・浜田成徳両氏に聞く」放送法制立法過程研究会編『資料・占領下の放送立法』所収（一九八〇年 東大出版会）三五八ページ。

松前は、これが原因で緒方は占領軍からにらまれ、戦犯

容疑者となつたと語つてゐる。なお、松前は、占領軍側をミユーラー参謀長と語つてゐるが、記録ではソープ少将である。彼の記憶違いであろう。

(44) 外務省公開史料「緒方總裁秘書官中村氏ヨリ聴取」にも、このようない衝突は記録されていない。

内閣情報局総裁として言論報道取り締まりの責任者であつた緒方が、統制に「徹底的に反対した」といふのは奇妙だが、彼としては戦争中「言論暢達」を唱えていたことが根拠だらう。

(45) 緒方竹虎伝記刊行会編『緒方竹虎』（一九六二年 朝日新聞社）は、質問を受けた「緒方は日本政府による検閲制度に対する叱責だと思ふ、『戦争中はどこの国も同じよう

に嚴重な検閲制度を採つたが、もはや戦争が済んだので、検閲を廃止したい』と答える」と、占領軍側が怒つたと記述している（一五七ページ）。しかるのほうが、緒方の誤解を伝えているだらう。

また、松前の前掲談話では、この日の衝突が原因で、緒

方は情報局総裁を更迭されたとしている。緒方が黒龍会関係者として戦争犯罪人容疑者に指名されたことから、内閣情報局総裁は九月一三日に河相達夫に交替したが、この日の会合の衝突が原因であったとは考え難い。

(46) 前掲外務省公開資料、『緒方竹虎』一五八ページ。同書は、緒方の「講釈」によつて、「検閲が司令部の手に移ることになった」と書いてゐる。検閲は一貫して占領軍の手によって行われたが、当初は検閲の命令を日本政府を通して下してはいたのが、後に占領軍が直接命令する方式になつたのであり、これは正確な記述ではない。

(47) "Miscellaneous Report" from Gen. Thorpe to W. H. Hoover (1945. 9. 8) enclosure in "Censorship, Japan, General up to the End of 1945". RG331 CIS-03577~03580 (BOX 8517).

(48) 外務省公開史料「緒方總裁秘書官中村氏ヨリ聴取」。

(49) アメリカの新聞記者の間から、彼等は軍の検閲を受けてくるにもかかわらず、同盟通信が自由に活動していくことへの不満が高まる、総司令部広報担当官に抗議する騒ぎがあつた (*New York Times* 1945. 9. 10 "Newsmen Protest on DOMEI's Scops").

(50) "Local Press and Radio Censorship" from OCCIO to C/S

(1945. 9. 9). enclosure in "000.73 : #1 Sept.1945-Jan.

1946". RG331 AG (C) 00001-00002 (BOX 413), "Censorship, Japan, General, up to the End of 1945". RG331 CIS-03577~03580 (BOX 8517). 同文書は、艦船指揮官

参考|「総、デ・マホー將軍、トマホー將軍の同意を得て、
との註記がある。

(51) 日本管理方針は、九月一一日、「九日サンフランシスコ
発同盟」というかたちで日本の各新聞に報道された。

(52) ローリー・ホイットリー（毎日新聞社外信部訳）『日本
本におけるマッカーサー』（一九五七年 毎日新聞社）八
ページ。

(53) 前掲「新聞、『ハジオ』及ヒ郵便検閲等ニ関スル連合軍

総司令部代表「ハープ」少将（參謀長輔佐官「マーシャル」

大将不在中又ヲ代行）、『ハーバー』大佐、「グリーン」大佐
及ヒ緒方情報局総裁、松前通信院総裁間会談要旨」。

(54) 翻訳は、伊藤正巳、清水英夫編『マスク//法令要覧』に
よった。

(55) ハントリー (J. F. Embree) "How to Treat the Japanese"
New York Times Magazine, 1945. 9. 9. の記事の存在に

ついては、NHK放送文化研究所『OHQ文書』による丘領
期放送史年表（昭和二〇年八月一五日～一九四五年一二月二二日）か

ら数えられた。

(56) "Instruction No.1 to AFPAC Press and Radio Censors"
(1945.9.10). enclosure in "Censorship Japan, General, up

to the End of 1945". RG331 CIS-03577 ~ 03580 (BOX
8517).

(57) 『聯合福音（題名なし）』 記録者ヤコブ・ヘン
"Censorship, Japan, General, up to the End of 1945". RG331
CIS 03577~03580 (BOX 8517).

日本側出席者は、内閣情報局代表では同新聞課長、国内
放送課長、ラジオ東京関係では海外向け日本語放送部長、
報道部副部長、企画部副部長、海外放送アメリカ課長の六

名であった。ただし、肩書きは、上級軍記録を訊した。
(58) 外務省公開資料 A, 0055 (外務省外交史料館所蔵)。

(59) "History of CCD in Japan". RG331 CIS-02936 ~ 02941
(BOX 8604).

(60) 同盟通信社解散については、拙稿「同盟通信解体 丘領
期メディア史研究」一九九三年刊行予定の伊藤隆先生退官
記念論文集に掲載する。

本論文は成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部であ
る。